

平成 20 年 11 月 11 日

各 課 長 等

町 長

## 平成 21 年度予算編成方針について

わが国の経済状況は、先に財務省が取りまとめた「経済情勢報告概要」によると、世界的に景気後退の懸念が強まる中、厳しい局面に入ったとの認識から「各地域で弱い動きが見られる。」と下方修正の報告がなされています。また景気の先行きも、金融市場の混乱などから「さらに厳しいものとなるリスクが存在する」ところであり、「下向きの動きが続く」ことが懸念されるところです。

これまでも下方報告がなされていた北海道においては、「弱い動きがさらに広がっている。」とされており、雇用情勢、生産活動、個人消費とも、これまで以上に厳しさが増している現況にあります。

国では、厳しい経済状況を踏まえて、景気対策が必要との判断から緊急経済対策を実施しており、これまでの「経済財政改革の基本方針（骨太の方針）」に掲げてきた国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の 2011 年度の黒字化が困難な状況も懸念されますが、中長期的には黒字化に向けた歳入歳出における一体改革を確実に進めていくことは、既定の路線にあります。

これらを踏まえ、平成 21 年度予算の概算要求においては、地方財政について地方交付税の交付額を出口ベースで、前年度対比 3.9%減の 14 兆 8047 億円と試算し、さらに地方公務員人件費や地方単独事業等の見直しを行うことにより、地方財政計画の歳出規模を抑制するという厳しい内容となっています。

このような状況の中、本町の財政状況を見てみると、平成 19 年度決算から公表が義務化された健全化判断の各比率は、すべて健全段階にあるものの、実質公債費比率が 21.4%と高値となっています。また経常収支比率は 90.6%で前年度比で 0.6 ポイント改善されましたが、依然として適正水準の範囲とされている 80%を大きく超える結果となっています。

本年 10 月末現在における来年度の財政見通しでは、地方交付税のほか町税についても減額が見込まれることから、総体的には減収が避けられない状況にあります。一方歳出面では、公債費の償還が減少段階に入ったことや、これまでの行財政改革に基づく人件費や各事務事業の見直しによる効果から、歳入に見合った歳出構造の基礎が確立しつつあるものの、地方分権の進展や少子高齢化の急速に進行など社会情勢の変化とともに、様々な地域課題に対応した財政需要が喫緊の課題であることから、財政的には厳しい状況が続くことが見込まれます。

平成 21 年度の予算編成にあたっては、「四季彩のまち・かみふらの 風土に映える暮らしのデザイン」を将来像と定めた第 5 次上富良野町総合計画のスタートの年に当たる

ことから、その実現に向けても、歳入に見合った歳出構造への転換を確実なものにしていくことが重要であり、長期的な視点に立った予算編成が求められます。町財政の厳しい状況が続くことを再認識するとともに、各事務事業の評価検証を図り「選択と集中」による取捨選択と効率的な執行、さらには町民との協働の視点に立った行政運営をより一層推進し、それぞれの事務事業が最小の経費で最大の効果をもたらすよう予算に反映していかなければなりません。

このことから、各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の徹底、スクラップアンドビルドの促進などを目的とした「予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)」を、さらに徹底していくとともに、本年度から3ヵ年で実施している事務事業評価についても、予算編成に連動させていくこととします。

以上の基本的な方針を踏まえ、具体的には次のとおり予算編成に取り組むものとします。

### 〔予算編成の基本的な考え方〕

#### 1 第5次上富良野町総合計画の推進

平成21年度は、第5次上富良野町総合計画のスタートの年となることから、本計画で示した「人や地域とつながりのある暮らし」・「穏やかに安心してすごせる暮らし」・「快適で楽しく潤いある暮らし」・「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし」・「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし」の5つの大綱に基づき、これまで取り組んできた事業やこれから取り組むべき事業の評価検証を行いながら、実施計画の整理と合わせて、町民への説明責任と時代の要請に応えるよう、平成21年度に実施すべき事業を厳選すること。

#### 2 行財政改革の推進

現行の行財政改革実施計画は本年度で最終年度を迎えましたが、時代の要請に応じた行財政の改革はエンドレスの課題であります。

また、現計画が目指した「持続可能な財政構造への転換」・「協働のシステムづくり」・「行政資源(人・モノ・金)の戦略的・重点的な活用」についても、道半ばにあることから、踏襲すべき考え方と新たな視点に立った考え方を整理し、新行財政改革の方針をまとめていかなければなりません。

なお、これまでの取り組みの中で組織決定してきた次の個別の方針については、その取り組みを着実に進めること。

(通知文・取り組み内容収蔵先:「資料置場 - H21-当初予算関係 - 各方針・指針」)

##### (1) アウトソーシング基本方針(H17.9.30決定)

同方針により、事務事業・業務区分ごとに取り組み成果を反映すること。

##### (2) 補助金等の整理合理化方針(H17.10.20決定)

負担金の整理合理化方針(H18.9.29決定)

同方針に基づき、概ね目標とした合理化は達成されているが、なお継続している取り組みについては、事業・区分ごとにその取り組み成果を反映すること。

(3) 事務事業評価試行実施の反映(事後評価 H20.8.11 決定)

事業ごとに評価結果に沿った内容を反映すること。

(事前評価については、11月中にまとめる評価結果を反映させること。)

(4) 投資的事業の抑制

投資的事業については、予算編成上の収支均衡を図る一分野として、事業の優先度・緊急度等により、事業費総額や必要とする一般財源を抑制するなど総合調整を図る。

3 3原則による行政運営

「情報共有」「参画と協働」「自助共助公助」という3つの原則に沿って、「情報共有」「住民参画」「協働」が繰り返し実践されることにより、「自助共助公助」という相互補完のしくみが地域内で実現するよう、行政サービスの成果や効率性、質の向上を目指し、事務事業について不断の見直しを行いながら展開を図ること。

4 予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)の強化

各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の徹底、スクラップアンドビルドの促進などを目的に、平成19年度予算編成から導入した、一部経費について各課に一定の財源を配分する「予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)」を継続強化するので、各課においては、移譲された予算編成権に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、課内・班内での調整作業を十分に行い、配分された枠内において、課内自立型の予算編成に取り組むこと(各課の配分額については別紙のとおり)。

ただし、新規や制度の大幅な見直しなど、政策判断の必要な事務事業については、新町長が判断することになることから、政策調整枠で整理することとする。

5 政策調整枠予算の戦略的・重点的活用

枠配分予算とは別に、より高い行政効果を発揮していく上で、必要と判断する政策を実現していくため、政策調整枠予算を設け、時代の要請に戦略的、重点的に応えていくこととする。平成21年度の予算編成にあたっては、その政策判断を新町長が行うことになることから、各課においては、新規事業などの政策判断を求める事業を整理すること。

## 〔 予算編成留意事項 〕

### 1 基本事項

- (1) 前述の「予算編成の基本的な考え方」の各項目を着実に推進し、予算にその効果を反映すること。  
また、年度途中の補正については、制度改正に伴うものや災害経費など真に止むを得ないもののみ対象とすること。
- (2) 国・道の補助制度に基づく事務事業は、適正な地方負担額を見積もるものとし、町単独での上乘せの負担は認めない。
- (3) 「経済財政改革の基本方針 2008」に示されているように、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化に向けた歳入歳出一体改革など、今後の動向に十分留意し、関係情報の収集に努めること。また、その他の補助制度についても改廃などの制度改正に十分留意し、カラ計上とならないよう取り扱うこと。
- (4) 試行実施している事務事業の評価結果に基づき、各所管における事務事業の改善を図ること。
- (5) 議会の予算・決算審査及び監査委員の意見については、十分に検討を加え、改善を図ること。

### 2 歳入に関すること

歳入は、決算見込み額で計上すること。また、自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・道支出金などの特定財源を効率的に活用すること。

- (1) 町税は、今後の経済情勢の推移や国の税制改正の動向を十分見極めた上で見積もるとともに、徴収率の向上により一層努めること。
- (2) 使用料・手数料等については、社会経済動向を的確に把握するとともに管理経費や他市町村の状況等を把握するなど料金水準の適正化に努めること。
- (3) 国・道支出金については、その施策や制度の改廃等に十分注意を払い、適正額で見積もること。
- (4) 町債については、適債性を確保するため企画財政班と十分協議した上で、適正額を見積もるとともに、財政措置のある地方債メニューの活用を努めること。

### 3 歳出に関すること

歳出については、最小の経費で最大の効果をもたらすよう費用対効果の視点に立って、不断の見直しを図ること。

また、例年の決算状況を見ると、多額の不要額が生じているので、歳入同様決算見込み額で計上すること。

- (1) 補助事業の事務費の計上にあたっては、まず人件費（職員給与費）を最優先に充当した上で、さらに役務費、借上料、需用費などの経費を適正に見積もること。

- ( 2 ) 投資的事業等(ソフト事業を含めた新規事業等の事前評価実施事案を含む。)については、新総合計画に反映すべき実施計画の要望事業について、10月8日に取りまとめたところですが、今後政策調整会議等での協議を含め、別途管理して総合調整を図ります。
- ( 3 ) 旅費については、すべて積み上げ積算すること。  
特に、日当不支給地域以外の出張については、原則公共交通機関を利用するよう積算すること。
- ( 4 ) 町の単独の補助施策として予算を計上する場合は、補助金交付要綱などの根拠に基づくものであること。
- ( 5 ) その他については、別紙「平成21年度予算要求における留意事項」に基づいて、見積もること。

#### 4 特別会計、企業会計、広域連合に関する事項

- ( 1 ) 特別会計については、前記までの項目に準じて見積もりを行い、収支の均衡に努めるとともに、効率的な会計運営に努めること。  
また、会計間の負担区分については、「一般会計と他会計との負担区分」に基づき要求すること。  
なお、査定においては負担区分を決定する際に用いた「繰出基準調書」を査定資料として用います。
- ( 2 ) 企業会計については、その性格を十分認識して一層の合理化、効率化を徹底し、独立採算原則の視点に立った会計運営に努めること。
- ( 3 ) 富良野地区広域連合の負担金については、前記までの項目に準じて見積りを行うとともに、連合事務局と調整を図ること。